

# 短期利用特定施設入所者生活介護 重要事項説明書

令和 8 年 1 月 1 日～

## 1. 事業所の概要

設置主体	医療法人 尚腎会
理事長	池邊 弥夏
所在地	高知市大津乙 2705-1
TEL 番号	088-878-3377
FAX 番号	088-878-3322
HP アドレス	<a href="http://www.takasuhp.or.jp/">http://www.takasuhp.or.jp/</a>
設立年月日	昭和 55 年 7 月 26 日
関連機関	高知高須病院 高知高須病院 附属安芸診療所 高知高須病院 室戸クリニック 訪問看護ステーション たかす 訪問看護ステーションあき 居宅介護支援事業所 ケアサポートあき ショートステイ はるか

## 2. 施設の概要

施設名	介護付有料老人ホーム はるか
施設長(管理者)	岡林 正美
所在地	高知市大津乙 2705-1
TEL 番号	088-878-3316
FAX 番号	088-878-3317
開設年月日	平成 23 年 4 月 1 日
介護保険サービス	介護保険一般型特定施設入所者生活介護事業
事業者指定番号	高知県指定 3970104463 号

敷地面積	6,555.86 m <sup>2</sup>
建物延床面積	1,460.24 m <sup>2</sup>
個室	2 室 (20.96 m <sup>2</sup> ) ベッド 洗面台 トイレ クローゼット テレビ イス
共用スペース	食堂 浴室 3 室 (個別浴室 1 特別浴室 2) 機能訓練室 静養室
構造・規模	鉄筋コンクリート 6 階建 (免震構造) 施設は 6 階フロア

### 3. 職員の配置状況

#### 1) 主な職員の配置状況

職種	常勤	非常勤	計	備考
施設長	1名		1名	
管理者	(1名)			看護師兼務
医師	1名		1名	兼務
生活相談員	1名		1名	計画作成担当者兼務
機能訓練指導員	(2名)			看護職員兼務
計画作成担当者	(1名)			生活相談員
管理栄養士	1名		1名	兼務
事務職員	1名		1名	
介護職員等	看護師 介護福祉士 ヘルパー2級	3名 13名 1名	1名 13名 1名	4名 13名 2名
その他		1名	1名	カウンセラー

#### (2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
生活相談員	月曜～金曜 8:30～17:30
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 8:30～17:30 1～2名
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 7:00～10:00 4名 10:00～16:00 4・5名 16:00～19:00 4名 19:00～ 7:00 2名

## 4. 利用料

## 1) 1日あたりの利用料金

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期特定施設 入居者生活介護費	542 円	609 円	679 円	744 円	813 円
短期特定施設 サービス提供 体制加算			22 円		
短期特定施設 夜間看護体制 加算			9 円		
短期特定施設 高齢者等感染対策 向上加算			5 円/月		
短期特定施設 生産性向上推進 体制加算			10 円/月		
短期特定施設 処遇改善加算			介護報酬総単位数 × 11.0%		
居室利用料			2,000 円		
食費			1,890 円 (朝食 530 円 昼食 630 円 夕食 730 円)		
合計金額 (1割)	4,542 円	4,617 円	4,694 円	4,766 円	4,843 円
合計金額 (2割)	5,194 円	5,344 円	5,498 円	5,642 円	5,796 円
合計金額 (3割)	5,846 円	6,071 円	6,302 円	6,518 円	6,749 円

※1. 介護サービス利用料に関しては、介護保険法改正により変動します。

※2. 加算の詳細に関しては、加算給付同意書の通りです。

※3. 個人のおむつ代 医療費 嗜好品 福祉用具等の購入費は含まれません。

※4. 利用者の希望により提供される個人的サービスについては、別に定める  
「介護サービス一覧表」に従い別途実費負担とします。

## 2) お支払方法

利用料は一月ごとに計算しご請求いたしますので、以下のどちらかの方法でお支払下さい。

お支払方法

- ・「ショートステイはるか」窓口にて現金支払
- ・下記口座への振込

## 《お振込み先》

四国銀行 木屋橋支店 普通 5105521

高知銀行 高須支店 普通 3014974

口座名義 医療法人尚腎会 理事長 池邊 弥夏

## 5. サービスの内容

食事サービス	栄養士の管理の下、1日3食の食事を毎日食堂において透析食・一般食を提供します。(一般食の方は両メニューから選択可能です) 食事時間 : 朝食 7:30~ 昼食 11:30~ 夕食 17:30~
生活支援サービス	ケアプランに従って、必要に応じて入浴・排泄等の介助や機能訓練などのサービスを行います。
健康管理サービス	協力医療機関と連携して健康管理を行い、疾病の予防と早期発見に努めます。
レクリエーション クラブ活動	ご希望により、クラブ活動やレクリエーションにご参加いただけます。参加費別途必要です。
フロントサービス	生活全般に関する取次ぎと、情報の提供を行います。

## 6. 協力医療機関

必要に応じて下記の医療機関と連携を行っていきます。

高知高須病院	高知市大津乙 2705-1 診療科…泌尿器科 糖尿病内科 腎臓内科 人工透析内科
たかぎ歯科	高知市上町 3-5-11

## 7. 苦情・事故等に関する対応及び第三者による評価の実施状況

サービスに関する苦情については、下記で対応していきます。

施設内相談窓口	対応時間 : 月曜~金曜 9:00~17:00 窓口担当者 : 生活相談員 解決責任者 : 施設長
公共機関においての 窓口	高知市介護保険課 : 088-823-9927 対応時間 : 平日 8:30~17:15

サービスの提供により賠償すべき事故が発生した時の対応は、下記の通りです。

損害賠償保険の加入状況	株式会社 損害保険ジャパン
介護サービスの提供により賠償すべき 事故が発生したときの対応	1事故につき1億円

第三者による評価の実施状況は、下記の通りです。

第三者による評価の実施状況	なし
---------------	----

## 8. 秘密保持について

業務上知り得た、ご本人及びご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。ただし、介護サービス等を提供する他事業所との連携に必要な場合は、文書による本人または家族の同意を得た後、関係先にのみ提供できるものとします。

## 9. 共用施設利用細則

項目	利用時間	留意事項
事務室	月～金 8:30～17:30	平日は事務員が滞在しておりますが、事務員不在時にご用の場合は介護スタッフに声をお掛けください。
面会時間	8:30～20:00	来訪者は、必ず事務室受付の面会簿へ記載をお願い致します。
食堂	朝食 7:30～8:30 昼食 11:30～12:30 夕食 17:30～18:30	食事は左記時間内にお取りください。配膳下膳はスタッフが行い、必要な方には一部介助も行います。 具合が悪くて食堂に来られない方は、お部屋にお持ちします。 ご家族等の面会者もご一緒に食事を取られる場合は、3日前までにお申し込みいただくとご用意できます。 その際のお食事代は別途請求させていただきます。
欠食		食事が不要な方は『欠食届け』を申出期日までに提出して下さい。
外出		外出される場合は、事前に外出届けを提出して下さい。
郵便物 配達物	随時	郵便物は事務所にて一括集配いたします。 書留、宅配便等は事務所で責任をもって一時保管致します。
浴室	3回／週	1日に複数名使用されますので、長時間の入浴はご遠慮ください。また入浴時間は希望にそえない場合がございます。 排水口の詰まりにご注意ください。 気分が悪い時は、ナースコールを使用して下さい。
ランドリー	9:00～17:00	施設の洗濯機・乾燥機を使用される場合はスタッフにお申し出ください。
ごみ収集	随時	ゴミ箱に、燃えるゴミと燃えないゴミを分別して捨てて下さい。
電話	随時	公衆電話を用意しています。
機能訓練室	9:00～17:00	スタッフの指示に従ってください。 機能訓練器具などの備品は許可なしに使用しないでください。
喫煙		施設内での喫煙はお断りさせていただきます。
迷惑行為等		故意による騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。

防災設備		廊下、エレベーター、食堂等には天井面に感知器及びスプリンクラーが設置しております。また、火災等による停電時には非常用照明及び誘導灯が点灯します。
避難設備		緊急時には館内放送でご案内します。放送及びスタッフの指示に従い、建物中央及び西側の避難階段を利用して避難してください。
金銭・貴重品の管理		金銭・貴重品は出来るだけ自己管理をお願い致します。

#### 10. 入退所その他利用について

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①要支援・要介護認定をうけた方</li> <li>②利用料のお支払が可能な方</li> <li>③健康保険に加入している方</li> <li>④結核、疥癬などの感染症に罹患していない方 (医師の診断により、当施設での生活に支障のない場合を除く)</li> <li>⑤施設内で円滑に共同生活が営める方</li> </ul>
居室の維持・補修について	施設は居室等を定期的に検査し、保全上必要と認めた時は施設の費用で行なってします。利用者は施設が行なう維持・補修に協力するものとします。ただし利用者などが故意または過失あるいは不当な使用により、居室等を損傷または汚損したときには、これらの補修に要する費用は、利用者の負担とします。